

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

平成30年10月12日（金）午後2時15分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 参列員

長谷川恭弘（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

4 出席者

司会者 鵜飼祐充（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部総括判事）

裁判官 野村充（同裁判所同支部刑事部判事）

検察官 磯谷武司（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 小野悠士（同検察庁同支部検事）

弁護士 室穂高（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 赤本優（同弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番，3番及び4番 3人（2番欠席）

5 議事内容

（長谷川支部長）

本日は大変お忙しい中，裁判員経験者の皆様には意見交換会に御参加いただき，誠にありがとうございます。また，報道関係者の皆様も，毎年おいでいただきましてありがとうございます。裁判員制度は，平成21年5月の施行後，今年で10年目，来年は10周年の節目を迎えます。岡崎支部は全国の本庁とともに裁判員裁判を実施する支部に指定されており，これまでに多くの方に裁判員または補充裁判員として御参加いただいております。今後も，国民の皆様には裁判員裁判に御参加いただくということになろうかと思っておりますけれども，

この意見交換会は、裁判員を経験された皆様がお感じになられたことについて、率直な御意見や御感想をお伺いして、今後の裁判員裁判の運営に役立たせていくとともに、これから裁判員になられる国民の皆様の参考に、また、不安がある方には不安の解消に役立てていければと思っております。岡崎支部の意見交換会は毎年1回開催しております、今回で6回目です。本日おいでいただきました経験者の皆様には、裁判員裁判の過程で、検察官及び弁護人の訴訟活動で分かりやすかったこと、分かりにくかったこと、また、評議につきましても、こういうところが改善されるともっとよくなるのではないかという率直な御意見をお伺いしたいと思っております。本日の意見交換会が今後の裁判員裁判の発展と国民の皆様の不安の解消に役立ちますことを祈念いたしまして、挨拶を終わりたいと思います。どうぞ、経験者の皆様には、率直な御意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の趣旨については先ほど長谷川支部長から御案内がありましたが、10年目に入る裁判員裁判制度について、一部報道等によれば、国民の方の出席率が低下しているという話があります。その一方で、実際に裁判員をされた方のお話を聞くと、参加してよかったという意見が非常に高い割合を占めておりますし、候補者として来られた方にアンケートを取りますと、裁判員裁判に参加したかったという割合が相当高いということが分かります。また、最初は裁判員になりたいと思っていなかった方についても、実際に裁判員を経験されると、非常によい経験をしたという感想をいただけることもあります。本日は、皆様から、裁判員になってこういうことが良かった、あるいは、こういうことを工夫すればもっといいんじゃないかという御意見をいただいて、今後裁判員候補者となられる方の心理的なハードルを下げていただければ非常に嬉しいです。また、検察官、弁護士及び裁判官の訴訟活動についても忌憚のない御意見をいただいて、我々法曹三者が今後も分かりやすい裁判、質の高い刑事裁判をして

いく参考にしていきたいと思っております。それでは、まず、それぞれの裁判員経験者の方の担当事件の概要について、私から説明をさせていただきます。皆様には、担当事件についての簡単な感想等をお聞かせいただければと思います。また、本日参加するに当たっての意気込みなどございましたら、その点も含めてお聞かせください。1番の方の担当事件は、被告人が複数で、住居侵入や強盗致傷等の被告事件でした。公判期日と評議に要した日数は8日間でした。

(1番)

私は、約2年前に裁判員裁判を経験させていただきました。私が学生時代に、裁判員裁判が始まることになり、今後の人生のどこかで裁判員をやれたらいいなと思っていたら、意外と早いタイミングで連絡が来て大変びっくりしたことを覚えております。感想としましては、もともとやってみたかったということもあり、実際やってみて裁判の仕組みなどの全然知らなかったことについて勉強できたということもあり、非常によい経験ができたと思っております。今日は、裁判員裁判の出席率低下の解明などに役立てていただけるよう、私なりに感じた意見等、微力ながらいろいろ発言したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

3番の方の担当事件は、傷害や強制わいせつ致傷等の被告事件でした。犯行内容等に争いはなく、量刑が問題となる事案でした。公判期日と評議に要した日数は5日間でした。

(3番)

裁判員裁判の案内文書が来たときは、私らみたいな素人が人を裁くなんていうことをやっていいものかと躊躇しました。ただ、実際にお呼びがかかるまでの間にインターネット等で調べまして、人を裁くのではなく、どういう罪なのかということ判断してもらえばいいよということが書いてありまして、それならいいかなと思ひ、来させていただきます。裁判の内容は、犯行場所が私

の地元だったこともあり、今でもその現場を通ると思い出すぐらいの内容でした。裁判に入って、我々にとって非常に負担があるのではと考えていたのですが、今となってはいい経験になったと思っております。

(司会)

4番の方の担当事件は通貨偽造・同行使の被告事件でした。犯行内容等に争いはなく、量刑が問題となる事案でした。なお、公判期日と評議に要した日数は3日間でした。

(4番)

最初に裁判所から手紙が来たときは、裁判員制度が始まったことは何となく記憶にあるくらいで、いつから始まったのか、テレビで見ることもなく、まさか家に来るとは思わなくて本当に驚いたことを覚えています。その時点では、どんな事件を担当するかが分からなくて、とりあえず事前質問票を出しました。その後、忘れたころにこういう裁判を行いますとの案内が届き、選ばれることになりました。被告人には、何とか立ち直らせてあげたいという気持ちもありました。裁判員裁判はなかなか経験できることではないので、いい経験になったかと思えます。

(司会)

次に、具体的な内容等についての御意見と感想等を伺っていきたいと思います。まず、裁判員になるに当たっての順番でいきますと、裁判員選任手続というのが最初にあるわけですが、毎年11月くらいに、裁判員候補者名簿に載りましたという御案内が皆様のお手元に届きます。その後、個別の事件の審理日程が決まりますと、候補者の中から抽選で選ばれた皆様に、具体的な日程等の御案内が届きます。その御案内が皆様方のお手元に届いた時に感じられたこと、それに加えて、もしあれば、実際に候補者として選任手続を経て思ったことなど、全般について伺えればと思います。

(3番)

最初に手紙が来た時、なんで自分なんだろうという疑問がありました。裁判の時にも、どうやって選ばれているんですかという質問がたくさんありました。今から候補者になる人も、なんで自分なんだ、どうやって選んでるんだと疑問に思うと思います。私は1週間程度地域の仕事が止まってしまいましたので、周りの人から、なんで選ばれたのと言われたこともありましたが、自分にも全く分からない状況でした。もう少しその辺りを一般人に対してPRすれば、もっと気安く出てこられるのかなと思います。それから、仕事が忙しかつたら出なくていいんだろうという感覚の人もまだまだいますし、そういうところも説明してあげないと、選ばれた人がちょっと疑問に思ってしまうと思います。

(司会)

まだまだその辺りの説明が不足しているのではないかという御意見は、今後のPR活動の参考にしたいと思います。あとの二人の方は、実際に通知が来たり、あるいは選ばれた時点ではどういうお気持ちだったか、振り返っていただけますか。

(1番)

最初の連絡が来た時には、全くルールを知らなくて、てっきり最初から個別事件の裁判員になったんだと思ってたんですけど、二段階だということを初めて知ったので、そういったところを広くアピールするといいのかなと思いました。私の場合は、まず会社の上司にこんなのが来てしまったんですけどという話をして、上司も部下が裁判員候補者になるのが初めてだったので、さらに上の方に相談して、特別休暇の仕組みがあるというのを人事に確認しました。事前に来年1年間のうちのどこかで裁判所に呼び出されるかもしれないということが分かり、業務の調整等が出来たので、二段階で連絡が来るというのは、私個人としては非常に助かっておりました。そういったところで、今の仕組みをもう少しうまく告知していけば、よりいろんな人が裁判員をやりやすくなるんじゃないかなとは思っています。

(司会)

この点について、4番の方はどうですか。

(4番)

先ほど1番の方がおっしゃったように、最初の段階ではまだ候補者ということも分からず、裁判員に選ばれたと思ってしまいました。まだまだそういうことが知られてないのだなと思います。私は仕事を休むのにも融通が利くほうなんですけど、正社員で働いている方は、2か月前に案内をしても、やっぱり仕事があって行けないということもあるかと思います。介護とか、子供が小さくて子供の面倒を見たりとか、もしかしたら行きたいかもしれないけれど、そういう事情で行けない方も多々いるかと思うので、そういう方たちももうちょっと参加できるようになれば、もっといろんな人が経験できるのかなと思います。

(司会)

今の点については、何か参加しやすくするための工夫とか、裁判所側でできるようなことを思いつかれますか。例えば、お子様が小さい方については、保育所の御案内等は差し上げているところなんですけど。先ほど、会社の特別休暇があるよと教えていただいた話なんですけど、これは事前には把握されていらっしやらなかったということなんでしょうか。

(1番)

そうですね。会社の人事の仕組み上はあったんですけども、うちの会社の問題になるんですが、就業規則自体には書かれていなくて、別の小さいルールとして存在していると。そういった意味では、相談しないと出てこない情報というのがありました。

(司会)

ただ、制度としては、会社にはちゃんとそういうルールが設けてあったということなんですね。

(1番)

はい。裁判員制度が始まった時に、ルールとしては出来ていたそうです。

(司会)

重ねて聞くんですが、1番の方が裁判員を経験されたことで、社内にそういうルールがあるんだよということが広報として広まったのかどうかについて伺いたいんですが。

(1番)

私が支社の中で初めて裁判員候補者として呼ばれた人ということで、支社の中では広まりました。

(司会)

先ほどのような選任のルールについてのPR不足や工夫については、皆さんの御意見を踏まえて、裁判所の中でも努力をしていこうと思っております。次に、実際に選任手続期日が決まって行くことになった、あるいは、選任手続期日に来られた候補者の中で抽選によって選任された時点のことをお伺いします。まず、裁判員に選ばれるかどうか分からないけれども、お仕事のある方については日程調整しないといけない、あるいは、御家庭の中でも御家族の協力を得なければならないということがあると思いますが、そういった事前の日程調整をどの程度まで進められましたか。そして、実際に裁判員になられることが決定した後の仕事の調整や段取りは非常に大変だと思うんですけども、その辺りの御苦労はありましたか。あるいは、選任されてから第1回公判期日までの期間の空け方について、それぞれの方の御意見等ありましたらお話しいただければと思います。

(3番)

私はもう退職していましたので、ほとんど問題ないのですが、実は裁判員に選ばれたということを外に言ってはいけないと思っていたんですよ。だから、事前に、こういうことだからこの仕事やっておいてと言えなかったんです。裁判所へ来て初めて、そういうことは言っても大丈夫だと言われたんですけども、

裁判員裁判に関して何が言っていることなのか、いけないことなのかというのが、一般の人には分からないと思います。

(司会)

他の方でお仕事上の調整等に苦勞された点があれば教えてください。

(1番)

私の場合は、社内だけではなくお客様も含めて日程調整をしました。そういった意味では、具体的に裁判の期間がいつからいつまでというふうに明示されていまして、非常に助かりました。ただ、どうしても、私がない間周りの方に代わりに業務をしてもらうということで、皆さんに御理解いただきながら日程調整をしたという感じでした。あとは、実際に裁判所に来て何をするのかというのが正直分からなかったというのがあります。選任手続はこういうふうにするんですよというのはDVDが事前に配られていましたので、それでイメージはついていました。ただ、その後、私の場合は2週間くらい裁判の期間があったんですけど、その中で何をやるんだろうかというのが分からなかった。でもその間は仕事を休ませてくださいという、その説明がしづらかったというのが、個人的には思ったところなんです。そこで事件の内容に立ち入ってしまうことはできないと思うので、なかなか難しいとは思いますが、なぜこれだけの期間が掛かるのかというところが事前に分かると助かるかなと思います。

(司会)

4番の方は先ほど割と融通の利くお仕事だとおっしゃられましたが、その点は御苦勞されたということなかったですか。

(4番)

ないです。

(司会)

次のテーマとして、審理について伺いたいと思います。まず、法廷での審理

ですが、これが全体として理解しやすいものであったのか、もし分かりにくい点があったとすれば、その内容等についてお聞かせ願いたいと思います。1番の方は、法廷で見聞きしたことのうち評議のポイントが公判の中で大体把握できたのか、それとも何か分かりにくい点があったのか、伺えますか。

(1番)

ちょっと2年前の話で忘れていたことも多々あるんですけども、よく記憶していることとしては、被害者の方が実際にお話をされる場面があったんですけども、それまでの書証等で状況は分かっている、被害者の方から話を聞けば事実関係が分かるんじゃないかなと我々も思っていたんですけど、被害者の方は忘れてしまったと言っていて、正直なところ、これはどうやって判断するんだろうとすごく感じました。そんな中でどういうふうに考えていけばいいのかというのは、裁判官にアドバイスしていただいたことで結論を導き出せたと思っていますけれども、事実をちゃんと整理するところの難しさがありました。あとは、いろんな書類等を頂いたんですけども、私が普段やっている業務だと、もう少し図があったりして分かりやすかったりというところが、やはり文字ばかりが書いてあるところで少し情報が入りづらいかなというふうに感じたところがありました。

(司会)

3番の方の担当事件は、被告人が質問に対して寡黙であったり、スムーズに答えが出ないというような特徴があったと思います。その点で、被告人の話が十分に理解できたのかどうか、法廷で見たり聞いたりした中で何か苦勞されたこと、印象に残ったことはありましたか。

(3番)

今言われたように、被告人が非常に口数が少ないといえますか、ほとんど答えず、これで裁判になるのかとか思っていましたけど、肝心なところではちゃんとしゃべってましたし、そういう点では内容は全部分かりました。

(司会)

そうすると、被告人が寡黙ながらいろいろ答えたことで、後で評議する上では大体事情が飲み込めたということによろしいでしょうか。

(3番)

はい。

(司会)

4番の方の担当事件は、公訴事実は争いがなく認められると。ただ、被告人が外国人で、通訳を介していたので、その点について何か分かりにくさを感じたとか、何か工夫するべきところがあったかとかを教えてくださいませんか。

(4番)

やっぱり日本語を通訳するとなると、言葉の違いもあるかと思うので、きちんと内容が伝わっているのかなと思いました。

(司会)

問いと答えがかみ合っていないんじゃないかという場面がありましたか。

(4番)

かみ合っていないことはないんですけど、判決の主文を言ったときにも通訳を介したんですけど、何か本人に伝わっていないような、どこまで分かっているのかなというふうには思いました。

(司会)

4番の方としては、事件そのものを理解するという点について、通訳が入ったこと自体は特に問題はなかったと思いませんか。

(4番)

問題はなかったです。

(司会)

次に、配布資料について1番の方から御意見がありました。冒頭陳述の際の説明内容や配布文書について、その後の証拠調べを見聞きする上で、記載内

容や情報量としては適切だったのか、もし分かりにくかったとすれば具体的に作成方法の問題であるのか、それとも話し方や話す時間の長さの問題であるのかについて御意見を伺えればと思います。先ほど、配布資料について1番の方から御意見がありましたが、文章だけのものは、やはり一般の方からするとなかなか飲み込みにくい部分があるでしょうか。

(1番)

そうですね。ぱっと資料を見たときに、検察官と弁護人でフォーマットがばらばらだと、それぞれどこを見ればいいのか探さないといけないので、もしフォーマットが全部一緒であれば分かりやすいかなと思います。ただ、じゃあ、図とかイラストを使えばいいかという、実際の証拠ではないのにそういうイメージを植え付けてしまうことになりかねないので、難しいかなとも思います。

(司会)

文章方式だと、やはりどこに着目していいか分かりにくいでしょうか。

(1番)

そうですね。

(司会)

いわゆるイラスト風の、カラー刷りのものだとどうですか。

(1番)

カラー刷りで、ポイントとなる文章や枠を色付きにされていた文書は、どこを見ればいいのかが分かりやすかったです。一方で、文章のみだと、目次は分かりやすく書かれているんですけども、やはりどうしても専門用語も多く、どこを読めばいいのかが分かりづらいかたと感じました。

(司会)

3番と4番の方は、冒頭陳述メモについて、事案の概要を把握するのに情報量が多いと感じられたか、適切だったか、いかがでしたか。

(3番)

我々が会社で見慣れているのは、表題の後にすぐ結論を書いて、その後に説明文が出てくるというものですが、最初に説明文がずっと出てくると、何が問題として書かれているのかが分からなくなってしまうと思います。

(司会)

4番の方の担当事件は公訴事実には争いがないということでしたが、そうはいってもある程度の情報量があった方が分かりやすいのか、それとも後の証拠調べの中で実際に証拠が出てくるので、そこまでの情報量は不要だったと思うか、その点はいかがでしょう。

(4番)

情報量が多い方が良かったです。こういういきさつでこういう事件が起こったというのはわかりやすく書いてあったかと思います。

(司会)

1番の方は、証拠の内容があらかじめ盛り込まれていたような印象だったのでしょうか。

(1番)

冒頭陳述メモが証拠だと思わせてはいけないんじゃないかなということ。例えば、部屋の間取りがこうというイラストなどがあれば、確かに主張はこうなんだと分かるんですけど、あくまでもこうじゃないかという見立てとしての情報になると思うので、やはりそこは難しいんじゃないかということで述べました。

(野村裁判官)

検察官あるいは弁護人の冒頭陳述において、どういったことが裁判員の職務として求められているのか、どういった証拠を見ていくのかというところの前振りは十分にされていたと思いますか。

(1番)

十分にされていたと思います。

(野村裁判官)

検察官や弁護人の冒頭陳述メモの中に、実際の証拠内容を引用して分かりやすくしている部分があったと記憶しているのですが、主張と証拠の違いについて混乱しませんでしたか。

(1番)

そこは実際、混乱しました。

(司会)

証人や被告人がどういう発言をするかは、実際に法廷で証人尋問や被告人質問を聞いて確認しなくてはいけないのですが、冒頭陳述メモの中で、被告人はこういう発言をするはずだということ書かれていると、混乱を招くかと思います。1番の方は、そういうところは気になりませんでしたか。

(1番)

記憶が曖昧なところがあるのですが、双方で言っていることが違うので、そこを確認していくことが論点になりますというようなお話があったと記憶しております。

(3番)

私の事件では、検察側の冒頭陳述では事件の内容が非常に詳しく説明されていて、それはそれで良いのですが、一方の弁護人は、犯罪の成立に争いはなく、被告人の精神状態が問題だと言っていて、そこがすれ違っているように感じました。弁護側と検察側がこういうことを争点にするというのであれば、そこをもう少し掘り下げてほしいなと思いました。

(司会)

そこが争点になるんだったら、検察官の方もそこが量刑上問題になるということがきちんと理解できるように主張をあらかじめ出してもらった方が、審理する途中で良く理解できたということによろしいでしょうか。

(3番)

はい。

(司会)

では、引き続き審理について伺いたいと思います。今回の検察官あるいは弁護人の法廷の訴訟活動、特に証人尋問とか被告人質問のやり方、話し方や、質問事項、あるいは証拠書類等の読み上げ、説明について、全体として気づいた点があれば御意見を頂ければと思います。

(1 番)

私の場合、これまでの話の中でも申し上げましたように、証人尋問において、被害者の方がどういう被害に遭われたのかお聞きする場面があったんですけど、被害者本人が、事件自体について忘れたということはずっと繰り返されていました。それに対して検察官が、何とか証言を引き出そうと、こういう事件がありましたよねというところを何度も繰り返しいろんな切り口から聞かれていて、本人もずっと忘れたとの一点張りだったので、そういうところが必要以上だったのではないかなというのが、少し気に掛かったところです。

(司会)

審理の最後に、検察官や弁護人がそれぞれの主張を述べる論告・弁論がありますが、その際の口頭による説明、あるいは文書というのは、事実の判断、あるいは量刑を検討するうえで適切十分な内容であったのか、それとも何か工夫すべき点があったのかどうかについて、何かお感じになったことがあれば伺えればと思います。

(1 番)

特にそこに関しての意見というものではないのですが、どちらかというところから自分が判決を決めなければいけないんだというところで悩んでいたように記憶しています。

(司会)

公判審理における休憩の取り方は、概ね1時間に1回程度、そして、週に5

日間やるのではなく、休みの日を入れたりしていたと思うんですけど、公判審理の時間配分について御意見があれば伺いたいと思います。

(3番)

問題はありません。

(1番)

私も、問題はなかったです。朝に少し会社で仕事をして、夕方仕事をしてというのができたので、一日の中での時間の組み方というものも、非常に助かりましたし、休憩時間も適宜入れていただけましたので、常に集中して考えることができたと思っています。

(司会)

それでは、次のテーマに入ります。公判審理が終わった後で、評議が始まるわけですが、評議の時間の掛け方、その日数で十分に議論ができたのか、もう少し日数を取った方がよかったのか、あるいは、評議の雰囲気は発言しやすい雰囲気だったのか、自分は十分に発言できたと思われるかといった点について、まずは全般的な感想をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(3番)

適切な時間だったと思っております。ただ、評議中に過去の類似の事例を見せていただいて、これがどのくらいの量刑になっていますというようなことを教えていただいたんですが、そこにもう少し時間を使っていただいてもいいのかなと思いました。いきなりこの案件は懲役何年だとか言われても、我々では分かりませんので、過去の事例に比べて今回はこうだという比較をする時間を多く取っていただければと思います。

(司会)

そうすると、評議のやり方自体については、特に時間が不足しているとか、急いで結論を出さなければいけなかったということはなかったということですね。それから、雰囲気なんですけど、個々の事件によって、あるいは裁判官と

裁判員の組み合わせによっても違ってくるのは承知の上なのですが、各自の担当事件で、話しやすさとか、御自分が十分に発言できたという実感を持たれたかどうかについてはいかがでしょうか。

(4番)

最初は、みんな何を言ったらいいか分からないような状況でしたが、一つ一つ意見が出るたびに、それなりに意見が出始めたので、良かったのではないかと思います。

(1番)

初日は、私も含めて、皆さん緊張されて、休憩といっても何をしたらいいのかというような感じだったのですが、裁判官がいろいろと、お茶飲んでくださいねとか、そういった雑談をしながらコミュニケーションを円滑にするような雰囲気作りをされていたおかげで、割とすんなりと発言しやすい雰囲気を作ることができていたのではないかと思います。

(3番)

初日はやっぱり堅苦しくしていましたが、裁判が終わる頃には、皆さんが結構意見を言っていて、誰一人として黙っている人はいないぐらいの感じになりましたので、非常に雰囲気を盛り上げてもらって、良い意見交換ができたなと思っています。

(司会)

雰囲気作りについては、職務従事日数の関係もあるかと思います。1番と3番の方は、相応に長い期間だったので、だんだん慣れてくるということもあったかと思いますが、4番の方は、3日間という短い期間でしたので、なかなかそこまでいかなかったかもしれないと思います。評議の進め方については、各裁判官が司会をしたり、記録を取ったり、いろんな役割分担をしながらやっているのですが、それについて、もう少しこういう工夫があれば評議がスムーズに進むのではないかという感想はありますか。また、どちらかという時間

を掛けて評議することが多いんですが、逆にもう少し短い時間でもいいのではないかなという意見を伺うこともあるんですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

(1 番)

私も、3 番の方と同じように、どちらかというところでは時間を掛けた方がいいんじゃないかなと思っておりますので、ここについては、あまりコンパクトにはしない方がいいのではないかと思います。私自身も、法廷で実際に目を合わせた被告人の量刑を決めるということなので、そこは慎重になるべきだなと感じてはいました。ただ、やっぱり過去の事例というのは非常に参考にすべきところで、なぜこれがこういう量刑になっているのかという背景も含めて理解しなければいけないので、時間は必要だと考えています。

(司会)

量刑データやグラフ、一覧表というものを、どの事件でも皆さんにお示ししたと思うんですが、こういうものを使うタイミングや参考とする事件数は、各裁判体で適正と思われる内容をお示ししていると思います。そういったデータとか資料というのは、あった方がいいか、無くても一般常識で判断できるかについてはどうでしょうか。また、示されたデータの数とか、事例の内容の説明が適切であったのかということについて、御記憶があれば伺えますか。

(3 番)

そういう過去の事例がないと、裁判員は結論が出しづらいと思います。これがどのくらいの罪なのかというときに、過去の事例との比較をしないと、判断が付きません。だからできるだけ多く、できるだけ詳しく事例を出していただいたほうが判断しやすいです。裁判長の誘導で動いているわけではなく、みんなの意見で評議が進められていたので、その分過去の事例がたくさん必要ですし、時間を掛けてやりたいです。

(1 番)

量刑データとして、被害金額であったりとか、傷害のレベルを見ながら考えることができたというところで、非常に参考になりました。

(司会)

量刑を決める上では、物差しということでデータをお示ししていますが、これが絶対的なものではないという説明も同時にしていると思います。また、量刑の傾向については、皆さんが判断する上での参考にしてくださいということで、これとこれを比較してくださいという細かいことも言っていないと思います。そして、そういうものがあっても、皆様にとって実際に刑を決めるというのは、責任感とか負担感があって難しさを感じられたのではないかと思います。今振り返ってどのように思われていますか。

(3番)

冒頭にも言いましたが、人に対して刑を言い渡すわけですが、インターネットでいろいろ調べていたら、人に対してというよりもその起こした事実に対して、こういう罪を犯したのでこれだけの刑だろうというふうに考えるということだったので、その点では、最初に思っていたよりも、それほど負担にはなりません。ただ、人を裁くのですから、非常に緊張するし、非常に大変で責任重大なことだと思います。

(司会)

他のお二方は、刑を決めるに当たっての難しさといいますか、どの程度の負担感があつたのかについて、もしあればお聞かせください。

(1番)

難しい、悩むというところはあつたのですが、みんなで決めるというところが一つの拠り所になって、話し合った上で決めたので、最終的にはそこまで悩むことはありませんでした。

(司会)

4番の方の事件については、事実には争いはなかったものの、人の刑を決める

という点での責任感是一緒だと思いますが、その点について何かあればお願いします。

(4番)

最初はやはり、素人の私たちが決めてもいいのかとは思っていたんですけど、みんなで意見を出し合っていくうちに、みんなで決めるっていうふうになっていったから、そういった意味では、そんなに重荷ではなかったかなと思います。

(司会)

判決については、評議に基づいて判決の案が示されて、裁判員と裁判官が内容を確認して法廷に臨むということですが、評議の内容をまとめた判決内容を御覧になって思ったこと、あるいは実際に被告人を前にして判決宣告する場面に立ち会って、職責を果たされた際に感じた事ですとか、判決に関しての御感想、御意見があればお聞かせ願いたいと思います。特に、3番の方の判決は、かなり詳しく皆さんと評議した結果、判決文が相当な枚数になっているのですが、実際、評議した内容がきちんとまとめられていると思われましたか。

(3番)

判決内容については、我々がずっと議論してきたことが書き上げられていましたし、非常に立派に書いていただいたなという感じがします。非常に長い文章ですが、うまくまとめていただいて良かったなと思っています。

(司会)

1番の方は、評議の内容が反映されているかどうかなどの点について感想はありますか。

(1番)

内容については十分反映されていると感じました。ただ、また資料の話になるのですが、やっぱり法律の文章というのはこういう感じなんだなとは思いました。

(司会)

堅苦しいとか、文章が長いとか、そういうことですか。

(1 番)

そうですね。普段では親しみの無い文章でしたので。

(司会)

4 番の方は、3 日間の職務を終えられて、最終的な判決宣告の場面で何かお感じになられたことはありますか。

(4 番)

被告人が涙するのを目の前で見て、もう二度と犯罪をやらないという約束を守ってほしいなと思いました。

(司会)

次に、守秘義務についてお伺いします。裁判所としては、選任された後に守秘義務については一定の説明をしていますし、質問があれば適宜説明しているとは思いますが、その内容について大体理解できたのかどうか、あるいは、何か不安があったり、疑問が残ったのかどうかという点、それから、守秘義務が課せられたということで負担感があったかどうかなど、守秘義務全般について、意見等があればお願いします。

(4 番)

言っではいけないことっていうのは、自分たちは裁判員裁判に参加したから分かったのであって、職場の人は、裁判所に行ったんだよねという確認だけで、それ以上のことは聞いてはいけないと思うみたいで、一切誰も聞いてこなかったんですよ。言っではいけないこともあるけれども、全部が全部言っではいけないというわけではないということも知らない感じでした。

(司会)

むしろ、周りが聞いてこないからしゃべれないということがあったということですか。

(4 番)

ちょっと聞いてほしいなというのはあったんだけど、誰も聞いてこなかったの。

(3番)

まだまだ一般の人からすると、裁判員になったことも裁判の内容も、すべて守秘義務だ、聞いちゃいけないと思っている人が多いと思います。

(司会)

その点は、裁判所もぜひPR活動、広報活動をしていきたいと思います。守秘義務について、周りの方はどういうふうに聞いてこられるのか、1番の方はどうでしたか。

(1番)

直属の上司に相談した時も、これって内緒にしないとイケないんだよねというような雰囲気でした。先ほど3番の方がおっしゃいましたように、すべてのことが秘密であるというような感覚をみんなは持っているものですから、私は、そうじゃないみたいです、裁判員と裁判官だけで集まって話し合っているときのことが秘密であって、法廷で明らかになったことは話していいんですと言って、私なりの広報活動はしております。

(司会)

それでは、たくさんの御意見をいただきましたが、時間もそろそろ参りましたので、最後に裁判員を経験しての感想全般でも結構ですし、裁判員を経験した上での裁判所に対する要望事項とか、工夫とかを含めて、一言ずつ御意見をいただければと思います。

(1番)

冒頭でも申し上げましたが、裁判員裁判に参加して大変勉強になりました。ただ、いろんな報道等で、かなり重大な事件を担当した方は、精神的な負担とかを感じながらやっているところがあるのではないかとこのところで、この制度の難しさもきっとあるんだろうなと思って、微力ながらも何か力になれば

と思い、この意見交換会に参加させていただきました。引き続きこういったことをしながら、よい制度にしてくれればと思っております。

(3番)

裁判自体は、私自身非常に勉強になりましたし、この制度そのものも良いのではないかと思います。ただ、ドラマとかで裁判の話は出るのですが、ああいうのを見すぎると、非常に難しい裁判をするんだなと思ってしまうので、そうではなくて、過去の事例等も参考にしながらみんなで決めていけば、誰でもすることができるというPRをもっとしていただきたいし、私も周りの方に難しいものではないよと言っているつもりですので、もっともっと発展すればよいなと思います。

(4番)

本当に良い経験をさせていただいたと思っております。やっぱりそれでも、裁判員制度が始まった当時に比べたら、何となくみんな他人事の状態になっているような雰囲気があるかと思いますので、どういうふうに宣伝をしていくかということがあると思います。また、事件によってはすごく大変で、日数も掛かるということもあるので、うまくいく方法はすぐには思いつかないんですけど、何か良い方法があればいいなと思っております。

(司会)

ありがとうございました。皆さんの御意見を伺って、裁判所として今後とも努力して参りたいと思います。また、検察官、弁護人には今日の意見を踏まえて、より良い裁判の実現に向けて努力していけるよう、よろしく申し上げます。貴重な御意見ありがとうございました。これにて意見交換会を終わらせていただきます。

以 上